

地域低炭素化出資事業実施要領（案）

1. 趣旨

地域において地球温暖化対策のための事業を行う事業者又は当該事業者に対し出資を行う投資事業有限責任組合等を出資により支援する地域低炭素化出資事業を実施するものである。

2. 事業の内容

地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金（地域低炭素化出資事業基金）の交付を受けた補助事業者は、地域低炭素化出資事業基金（以下「基金」という。）を設置し、その取崩し及び運用による収入により、地域における地球温暖化対策のための事業（以下「対象事業」という。）を行う事業者（以下「対象事業者」という。）又は対象事業者に対し出資を行う団体（以下「対象事業活動支援団体」という。）を出資により支援する事業（出資金の回収を含む。以下「基金事業」という。）を行うものとする。

（1）対象事業の要件

基金事業による出資の対象とする対象事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 事業の実施により二酸化炭素の排出量が抑制され、又は削減されること。
- 二 事業を実施する地域の活性化に資すること。
- 三 基金事業による支援（基金事業から出資を受けた対象事業活動支援団体による出資を含む。）を受けることにより、必要な資金の調達が可能となる見込みがあること。
- 四 長期的に採算をとる見込みがあること。
- 五 対象事業者が、専ら対象事業を行うことを目的とするものであること。
- 六 対象事業者が、自ら主導的に事業を遂行する能力、意思及び体制を有すること。

（2）対象事業活動支援団体の要件

基金事業による出資の対象とする対象事業活動支援団体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- 一 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合、信託法第 2 条第 1 項に規定する信託（同条第 12 項に規定する限定責任信託を除く。）又は会社法に規定する合同会社のうち補助事業者が認めたものであること。

- 二 専ら対象事業に投資を行うことを目的とするものであること。
- 三 対象事業活動支援団体の運営を行う者（以下「運営事業者」という。）が、対象事業活動支援団体の運営を円滑に遂行できる能力及び経験を有すること。
- 四 運営事業者が、事業の内容に応じて必要となる金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）その他の法令に基づく資格要件を満たすこと。
- 五 運営事業者が、十分な資本金を有する法人であること。
- 六 運営事業者の経営が安定的であること。
- 七 運営事業者が、情報管理体制及び内部管理体制を整備していること。
- 八 運営事業者が、事業税その他の租税の未申告又は滞納がない者であること。
- 九 運営事業者が、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと。
- 十 運営事業者が、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく公正手続き開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされていない者であること。
- 十一 運営事業者が、現在かつ将来にわたって、暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等がなく、及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

3. 出資の実行

地域低炭素事業支援基金を造成した補助事業者（以下「基金設置法人」という。）は、次に定めるところにより出資を実行するものとする。

- (1) 基金事業による出資を受けようとする対象事業者又は対象事業活動支援団体の運営事業者は、基金設置法人に対し、事業計画又は出資計画を明らかにした書類を提出し、出資を申請するものとする。
- (2) 基金設置法人は、対象事業者又は対象事業活動支援団体を選定し、これに出資を行おうとするときは、あらかじめ、外部の有識者から成る委員会を設置し、その意見を聴くものとする。
- (3) 基金設置法人は、選定した対象事業者又は対象事業活動支援団体の運営事業者その他の出資者と契約を締結し、当該契約の範囲内において、当該対象事業者又は対象事業活動支援団体の運営事業者の求めに応じて有限責任出資を行う。この場合において、当該出資は、複数回に分けて実行することができる。
- (4) 基金設置法人が行う出資は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、第一号に掲げる要件にあっては、対象事業の実施に必要な場合であって、対象事業者又は対象事業活動支援団体における経営又は運営の規律が保持された上で、一時的である場合は、この限りでない。
 - 一 基金設置法人の出資額が、総出資額の 2 分の 1 未満であること。
 - 二 基金設置法人の有する議決権が、総議決権の 2 分の 1 未満であること。

- (5) 基金設置法人は、出資を実行したときは、半期ごとに、次の各号に掲げる出資の相手方から、当該各号に定める事項について報告を受けなければならない。
- 一 対象事業者 出資を受けた対象事業の進捗状況
 - 二 対象事業活動支援団体の運営事業者 対象事業者に対し実行した出資の金額及び当該対象事業者が行う事業の概要
- (6) 基金設置法人から出資を受けた対象事業者又は対象事業活動支援団体の運営事業者は、基金設置法人から報告を求められたとき、事業計画又は出資計画を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）その他基金設置法人に対して報告すべき事象が生じた場合には、遅滞なく、基金設置法人に対して報告するものとする。
- (7) 基金設置法人は、対象事業者又は対象事業活動支援団体から償還された金銭（配当を含む。）を基金に繰り入れるものとする。この場合において、基金設置法人は、当該金銭を原資として、他の対象事業者又は対象事業活動支援団体に対する出資を行うことができるものとする。

4. 契約等

基金設置法人は、基金事業の重要な一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に届け出なければならない。

5. 基金の運用方法等

- (1) 基金設置法人は、次に掲げる方法により基金を運用するものとする。
- 一 金融機関への預金
 - 二 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のものに限る。）
 - 三 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- (2) 基金の取崩し及び運用による収入は、基金事業の実施に要する経費及び基金事業の実施に必要な事務に要する経費（以下「事務費」という。）に充当するものとし、他の費用に充当してはならない。
- (3) (1) 及び (2) に定めるもののほか、基金設置法人は、「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」（平成8年9月20日閣議決定）別紙1「公益法人の設立許可及び指導監督基準」5.（5）の規定を踏まえて基金を運用するものとする。

6. 経理の区分

- (1) 基金設置法人は、基金事業について特別の勘定を設け、他の事業に係る

経理と区分して経理を行い、これを公表しなければならない。

- (2) 基金設置法人は、収入額及び支出額を記載して基金の用途を明らかにした収支簿及びその内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金が解散した日の属する会計年度の終了後5年間、総合環境政策局長の求めがあったときはいつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

7. 基金事業の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに総合環境政策局長に報告し、その指示を受けなければならない。

8. 基金事業の遂行状況の報告

- (1) 基金設置法人は、基金事業の遂行状況について、様式第1による報告書に、事業の実施により見込まれる二酸化炭素排出抑制量を示す書類（様式第1別紙）を添えて、総合環境政策局長に毎年度の定期報告を行わなければならない。
- (2) 基金設置法人は、(1)に定めるもののほか、基金事業の遂行状況について総合環境政策局長から報告を求められた場合には、速やかに、その状況について記載した書面を作成し、総合環境政策局長に提出しなければならない。
- (3) 基金設置法人は、(1)及び(2)に定めるもののほか、基金事業の遂行に影響を及ぼすおそれのある事情が生じた場合には、速やかに総合環境政策局長に報告しなければならない。

9. 基金事業の見直し及び評価等

- (1) 基金設置法人は、その基金事業の実施状況について定期的に見直しを行い、その評価結果を公表するものとする。
- (2) 基金設置法人は、(1)の見直しを行うに当たって、基金の保有割合（基金事業に要する経費に対する基金の額等の割合をいう。）を算出し、当該算出に用いた算出方法とともに総合環境政策局長に報告し、公表するものとする。

10. 使用見込みの低い基金等

- (1) 基金設置法人は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）3（4）アに該当する基金（以下「使用見込みの低い基金等」という。）を保有する場合は、9.（1）の見直しの際に、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返納を含め、当該基金の取扱いを検討するとともに、その結果を総合環境政策局長に報告し、公表するものとする。
- (2) 基金設置法人は、使用見込みの低い基金等であって、当面の危機、社会経済情勢の変化等への対応等のため一定の額を残置する必要があるものにつ

いては、総合環境政策局長と協議して、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠を公表するものとする。

11. 財産の管理等

- (1) 基金設置法人は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 総合環境政策局長は、基金設置法人が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

12. 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。
- (2) 適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号に定める財産の処分を制限する期間は、補助金の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。
- (3) 基金設置法人は、(2) の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付け環政経発第 080515002 号）に定めるところにより申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、当該取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) (3) の承認を受けて行う取得財産等の処分については、11. (2) の規定を準用する。

13. 基金に関する基本的事項の公表

基金設置法人は、基金の名称、基金の額並びに基金事業の概要及び目標について、毎年度公表するものとする。

14. 監督等

- (1) 総合環境政策局長は、基金設置法人の基金事業に関し、地域低炭素化出資事業の適切な実施に必要な範囲で必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

- (2) 総合環境政策局長は、基金の適正な管理及び基金事業の適正な執行を期するために必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はその職員に基金設置法人の事業場に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 総合環境政策局長は、(2)の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、是正のための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

15. その他

- (1) この実施要領に定める事項については、必要に応じ、総合環境政策局長が必要な変更を加えることができる。
- (2) 基金設置法人は、この要領に定めのない事項に関し、基金事業の実施に必要な細則について、総合環境政策局長の承認を受けて、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成25年 月 日から施行する。

(様式第1)

番 号
年 月 日

環境省総合環境政策局長 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



地域低炭素化出資事業の遂行状況報告について

平成25年 月 日付け環政経発第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度地域低炭素投資促進ファンド創設事業費補助金(地域低炭素化出資事業基金)に係る地域低炭素化出資事業について、地域低炭素化出資実施要領(平成 年 月 日環政経発第号)8.(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 地域低炭素化出資事業遂行状況の概要

2. 地域低炭素化出資事業の出資先別出資額

(単位:円)

出資先 (対象事業者又は 対象事業活動支援 団体)	対象事業の内容	出資額		
		前期までの合計	当期分	累計
	合計			

3. 地域低炭素化出資事業の出資先別収入額

(単位：円)

出資先 (対象事業者又は 対象事業活動支援 団体)	対象事業の内容	収入額		
		前期までの合計	当期分	累計
合計				

4. 地域低炭素化出資事業基金の管理・運用に要した経費

(単位：円)

経費の内容	金額	備考
合計		

5. 地域低炭素化出資事業基金の運用状況

6. 地域低炭素化出資事業基金の残存額

円

(様式第1別紙)

二酸化炭素排出抑制の状況

	出資先 (対象事業者又は対象事業活動支援団体)	対象事業名	事業の実施により見込まれる二酸化炭素排出抑制量※1
1			トン
2			トン
3			トン
4			トン
5			トン
6			トン
7			トン
8			トン
9			トン
10			トン
合計			トン

※1. 記入上の注意

1. 「事業の実施により見込まれる二酸化炭素排出抑制量」については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成24年7月環境省地球環境局)」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO2削減量を記載してください。また、その根拠資料として、同ファイルを添付してください。
2. ガイドブックによるCO2削減量の算定に当たっては、以下に留意してください。
 - ①エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」に基づくCO2削減量を算定すること(「事業による直接導入量」に基づくCO2削減量の算定は不要。)
 - ②エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」及び「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的資料を添付すること。

※2. 適宜、行を追加する。